

## 他自治体条例の特徴的な条文の抽出

【資料4】

区分	自治体	条文の名称	条文	条文内容の要約
情報共有	八代市	情報の共有	<p>市民等と市は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報をお互いに広く発信し、収集し、情報の共有に努めます。</p> <p>2 市民等はお互いに、個々がもつまちづくりに関する情報に关心をもち共有することに努めます。</p>	市と市民がまちづくりに関する情報を発信・収集・共有することに努める
	豊中市	地域自治の原則	<p>地域自治は、次に掲げる原則に即して推進されるものとする。</p> <p>情報共有・参画・協働の原則…地域に関する情報を共有し、可能な限り幅広い地域住民の参画を得て、協働により取り組むこと。</p>	地域に関する情報を共有し、幅広い住民の参画を得て協働で取り組む
人財育成 発掘	八代市	人材育成	市民等と市は、協働のまちづくりを推進するため、共に学び合い、人材の育成及び活用に努めます。	市と市民が共に学び合い、人材の育成・活用に努める
	豊中市	市の支援	<p>市は、前条第1項第1号に規定する取組を通じて地域自治組織を形成しようとする組織又は同項の認定を受けようとする地域自治組織に対し、地域における<u>人材の育成</u>、活動に要する経費の一部の助成その他必要な支援を実施しなければならない。</p> <p>2 市は、認定を受けた地域自治組織に対し、活動に要する経費の一部の助成、活動について必要な情報の提供その他必要な支援を実施しなければならない。</p>	地域自治組織の人材育成や活動費助成、必要な情報提供などを市が支援する
	金沢市	人材等の育成	市長は、地域コミュニティの活性化の推進を図るため、地域コミュニティの活性化を推進し、又は支援する人材及び団体の育成に努めるものとする。	市は、地域コミュニティの活性化の推進のため、人材・団体の育成に努める

区分	自治体	条文の名称	条文	条文内容の要約
人的支援	八代市	市職員の意識及び参加促進	<p>市は、協働のまちづくりを推進するため、市職員に対して、協働のまちづくりについての認識を深めるための研修等を行うことで、市職員一人ひとりの意識改革を図ります。</p> <p>2 市職員は、協働のまちづくりを理解し、地域づくりの重要性を認識するとともに、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。</p>	市職員への研修及び地域づくりへの参加促進に努める
	豊中市	推進体制の整備等	<p>市は、地域自治を総合的に推進するため、次に掲げる施策を実施しなければならない。</p> <p>(1) 地域自治組織の形成及び活動の支援を担当する職員の配置、市の組織内の連携の確保その他必要な体制を整備すること。</p> <p>(2) 地域住民としての視点を有し、かつ、地域の特性を把握し、地域住民と連携し、及び協働して地域の課題の解決に向けて取り組む職員を育成すること。</p>	地域自治の推進のため、地域担当職員の配置や地域と連携できる職員の育成を行う
	京都市	地域自治を担う住民組織等への専門家の派遣	市長は、地域自治を担う住民組織及び地域自治を担う住民組織を結成しようとする団体の求めに応じ、地域活動の企画及び運営、地域自治を担う住民組織の結成その他の取組のために必要があると認めるときは、これらの団体に対して助言を行う専門家を派遣するものとする。	地域自治住民組織の求めに応じて、団体に対して助言を行う専門家の派遣を行う
	金沢市	援助	市長は、地域コミュニティの活性化の推進を図るため必要があると認めるときは、地域コミュニティの活性化の推進に関する <u>専門的な知識を有する者の派遣</u> その他の技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。	必要に応じ、専門知識得を持つ者の派遣や技術的支援、財政的援助を行う

区分	自治体	条文の名称	条文	条文内容の要約
財政支援	筑紫野市	協議会への支援	市は、地域コミュニティづくりを推進するため、協議会に対して財政支援その他必要な支援を行うことができる。	協議会に、財政支援や必要な支援を行うことができる
	豊中市	市の支援	<p>市は、前条第1項第1号に規定する取組を通じて地域自治組織を形成しようとする組織又は同項の認定を受けようとする地域自治組織に対し、地域における人材の育成、<u>活動に要する経費の一部の助成</u>その他必要な支援を実施しなければならない。</p> <p>2 市は、認定を受けた地域自治組織に対し、活動に要する経費の一部の助成、活動について必要な情報の提供その他必要な支援を実施しなければならない。</p>	地域自治組織の人材育成や活動費助成、必要な情報提供などを市が支援する
	横須賀市	市の地域運営協議会への支援等	<p>市は、地域運営協議会から第6条第2項に規定する提案等を受けた場合は、その内容を審査し、必要と認められるときは、予算上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 市は、地域運営協議会が地域自治の推進を図るために行う活動に対して、財政上の支援その他必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>	地域運営協議会からの提案内容を精査し、必要に応じて予算措置や財政支援を行う
	京都市	財政上の措置	本市は、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。	地域コミュニティ活性化施策に必要な財政措置を講じるよう努める
	金沢市	援助	<p>(再掲)</p> <p>市長は、地域コミュニティの活性化の推進を図るため必要があると認めるときは、地域コミュニティの活性化の推進に関する専門的な知識を有する者の派遣その他の技術的な援助をし、又は<u>予算の範囲内において、財政的な援助をすること</u>ができる。</p>	(再掲) 必要に応じ、専門知識得を持つ者の派遣や技術的支援、財政的援助を行う

区分	自治体	条文の名称	条文	条文内容の要約
情報提供や意見交流の場の設定	豊中市	市の支援	<p>(再掲)</p> <p>市は、前条第1項第1号に規定する取組を通じて地域自治組織を形成しようとする組織又は同項の認定を受けようとする地域自治組織に対し、地域における人材の育成、活動に要する経費の一部の助成その他必要な支援を実施しなければならない。</p> <p>2 市は、認定を受けた地域自治組織に対し、活動に要する経費の一部の助成、活動について必要な情報の提供その他必要な支援を実施しなければならない。</p>	<p>(再掲)</p> <p>地域自治組織の人材育成や活動費助成、必要な情報提供などを市が支援する</p>
	京都市	地域コミュニティの活性化に関する情報の提供等	本市は、地域コミュニティの活性化に関する相談に応じ、情報の提供、助言、当該相談に係る関係者相互間の意見の調整その他必要な措置を講じなければならない。	地域活性化に関する相談に応じ、情報提供や意見調整など必要な措置を行う
啓発活動	八女市	地域協議会との協働	<p>市は、市民等の地域活動の輪を広げ、市民主体のまちづくりを推進するため、地域協議会の活動の周知・啓発を行います。</p> <p>2 市は、地域協議会の活動拠点となるコミュニティセンターの整備を推進します。</p> <p>3 市は、地域協議会の活動を促進するための適切な支援を行います。</p>	地域協議会の周知・啓発や拠点整備、活動促進のための支援を行う
	京都市	地域コミュニティの活性化の推進に関する理解を深めるための措置	本市は、地域住民、本市に転入しようとする者及び事業者が地域コミュニティの活性化の推進に関する理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な措置を講じなければならない。	地域住民や転入者、事業者に対し、広報活動や啓発活動を行い、地域コミュニティ推進に関する理解を深める
	金沢市	普及啓発	市長は、地域コミュニティの活性化の推進についての地域住民及び町会その他の地域団体並びに事業者の理解と関心を深めるため、その普及啓発に努めるものとする。	地域住民や団体、事業者に対し、地域活性化の理解と関心を深めるよう、普及啓発に努める

区分	自治体	条文の名称	条文	条文内容の要約
市民等の参加のしくみづくり	八代市	市民参加の対象	<p>市は、次に掲げる事項を行おうとする場合は、市民参加の機会を設けるよう努めます。</p> <p>(1) 基本構想、基本的事項を定める計画及びそれらの実施計画の策定、変更又は廃止</p> <p>(2) 次に掲げる条例の制定、改正又は廃止 ア 市の基本的な方針を定める条例 イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(市税及び国民健康保険税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)</p> <p>(3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の策定、変更又は廃止</p> <p>(4) 市が整備する公共施設等の設置に関する計画の策定、変更又は廃止</p>	基本構想や条例の制定・改正、制度や公共施設計画の策定などに、市民参加の機会を設けるよう努める
その他	横須賀市	市と地域運営協議会との協働	市及び地域運営協議会は、お互いに地域のまちづくりにおけるパートナーとして尊重し、協働して地域自治を推進するものとする。	市と協議会がお互いにパートナーとして尊重し、協働で地域自治を推進する
	金沢市	相談体制の整備	市長は、地域コミュニティの活性化の推進を図るため、町会その他の地域団体と連携しながら、地域コミュニティの活性化の推進に関する相談体制の整備を図るものとする。	町会などの地域団体と連携し、地域コミュニティ推進に関する相談体制を整備する